Business Partner office NEWS

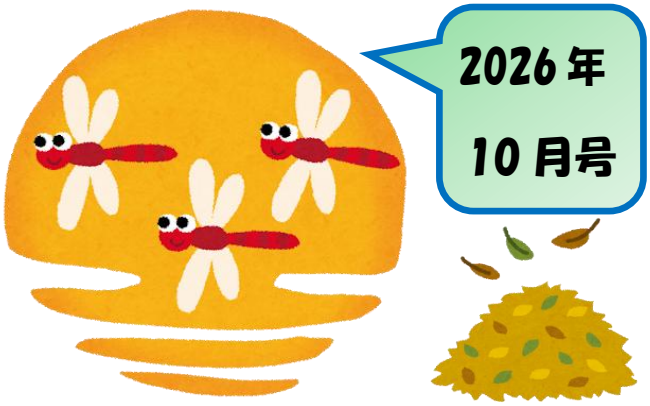

法律相談Q＆A

―　健保の被扶養者認定における年間収入　―

Q：　私の健康保険の扶養に入っている扶養家族は扶養の範囲内でアルバイトなどをしていますが、最近、所得税や健康保険の扶養に関する改正や変更が続いているので、健康保険の新しい扶養要件から外れてしまっているかもしれません。

A：　所得税についてはいわゆる「年収の壁」への対応で段階的に改正・変更が続いていますが、健康保険の扶養認定では、**扶養認定の対象となる方の年収要件**について以下の変更がありましたのでご確認ください。

①対象者が**19歳以上23歳未満**の場合

扶養認定の対象となる方の年収の基準額は、見込み額で130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）です。

これに加え、認定日が令和7年10月1日以降で、その方が19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者は除く）の場合に限り、基準額は**150万円未満**となりました。

②**労働契約内容**による年収の判定

扶養認定の対象となる方の年収については、「過去・現時点の収入や将来の収入の見込みなどから所定外賃金の見込みを含めた今後1年間の収入見込み」により判定されます。

これに関し、令和8年4月1日以降は、**給与収入のみ**で他の収入が見込まれない場合のみ、「**労働契約で定められた賃金から見込まれる額**」**で判定**することが可能となりました。

この場合、

・労働契約内容がわかる書類

・「給与収入のみである」旨の申立書

の添付が必要です。

法改正ニュース

―地域別最低賃金の改定額が答申されました―

都府県	改定前	改定後	発効日
大　阪	1,177円	1,231円	10月1日
兵　庫	1,116円	1,172円	10月1日
京　都	1,122円	1,180円	11月16日
滋　賀	1,080円	1,136円	10月3日
奈　良	1,051円	1,107円	10月4日
和歌山	1,045円	1,101円	10月3日
東　京	1,226円	1,280円	10月1日

※特定最低賃金（産業別最低賃金）は別途定めあり

最近のニュースから

残業月45時間　一律指導を見直し

厚生労働省は、企業に時間外労働を一律月45時間以内とするよう求める行政指導を見直し、事業場ごとの労使の合意に則った健康確保措置の実施状況を重点的に確認する。36協定や特別条項の締結や柔軟な労働時間制度の活用を支援も充実させる。労働時間規制そのものを緩和するものではなく、長時間労働による健康への影響には引き続き配慮する。

男性育休取得率　初の5割超え

厚生労働省が「雇用均等基本調査」の結果を発表し、2025年度の男性の育児休業取得率が50.9%（前年度比10.4ポイント増）と、初めて5割を超えた。「2025年に50%」の政府目標を達成した一方、女性の取得率88.3%（同1.7ポイント増）とは約37ポイントの開きがあった。また、男性の育休取得期間が「1カ月～3カ月未満」が30.3%で最多だったのに対し、女性の取得期間は「12カ月～18カ月未満」が31.4%で最多だった。

～　日本法令　社労士情報サイト　より～